

【鳥取県】

ヒアリング票

1. 鳥の劇場など、県内の劇場、音楽堂等の活性化について

(1) 貴県においては、鳥の劇場に対して、どのような役割を期待していますか（地域の文化拠点など）。また、そのために、どのような支援を行っていますか（できる限り具体的にご記入下さい。）。

○県民への質の高い文化芸術に触れる機会の提供

- ・「鳥の演劇祭」の開催に対する助成（平成20年度～）

○地域の魅力向上、活性化

- ・ヨーロッパ人写真家が本県内に滞在し、撮影を行うとともに展覧会を開催することに対する助成（平成23年度）。
- ・国際演劇祭の開催：日本、韓国、中国の3カ国持ち回りで再開される「BeSeTo演劇祭」の一部を本県で開催することに対する助成（平成22年度）。
- ・「鳥の劇場」が所在する地域で、美術・音楽・舞台芸術の3分野の専門講師陣による、大人だけでなく子どもも対象とした芸術学校を開催することに対する助成（平成21年度）。

○アーティストリゾートの全県的な推進の中核的文化拠点

- ・地域で活動するNPO等との協働によりアーティスト・イン・レジデンス（以下、「AIR事業」とする。）を実施し、アートに関わる人材の育成とノウハウの蓄積を図ると共に、本県の豊かな自然環境と地域の人々の繋がりを活かし、アーティストが活動しやすい環境づくり（アーティストリゾート）を推進することに対する助成。（平成24年度～）

(2) 貴県においては、鳥の劇場以外の劇場、音楽堂等に対して、どのような役割を期待していますか。また、そのために、どのような支援を行っていますか（できる限り具体的にご記入下さい。）。

○創造：より質の高い文化芸術を創造し、誇りを持てる地域とする。

- ・若手プロデューサー（県内在住または県出身者）による音楽・演劇・郷土芸能公演を実施し、人材の育成を図る（指定管理）。
- ・鳥取県総合芸術文化祭の事務局運営に対する助成（補助）。

○拡大：県民一人ひとりが、感性豊かで感動あふれる生活を堪能できるよう県民の文化活動を支援するとともに、鑑賞機会を提供する。

- ・良質な鑑賞公演の県民への提供を行うとともに、関連事業の実施を通じてアートマネジャーの育成を図る（指定管理）。
- ・クラシックアーティスト・オーディションの実施を通じ、人材の発掘及び育成並びに活動支援を行う（指定管理）。

○育成：人材育成に取り組むとともに、子どもたちへの鑑賞機会を提供する。

- ・地域で活動するアーティスト等を教育機関に派遣し、子どもたちに生の芸術鑑賞やワークショップを体験させる（指定管理）。
- ・児童、生徒等を対象に、文化施設等にて芸術を鑑賞する機会を提供する（補助）。
- ・演劇・ミュージカル公演の要となる俳優を養成するとともに、今後活発な活動が期待される団体の育成を図る（指定管理）。
- ・高校演劇部の新入部員を中心にワークショップを実施し、基礎的技術の習得を図る（指定管理）。
- ・若手プロデューサー（県内在住または県出身者）による音楽・演劇・郷土芸能公演を実施し、人材の育成を図る（再掲、指定管理）
- ・良質な鑑賞公演の県民への提供を行うとともに、関連事業の実施を通じてアートマネジャーの育成を図る（再掲、指定管理）。
- ・クラシックアーティスト・オーディションの実施を通じ、人材の発掘及び育成並びに活動支援を行う（再掲、指定管理）。

（３）貴県においては、鳥の劇場を含め貴県内の劇場、音楽堂等の事業の活性化のため、上記以外に、どのような施策を講じていますか。貴県と市町村、NPO法人等との連携はどのように図られていますか。

○劇場等の事業活性化のための施策

- ・毎月、県有文化施設の管理者と県の幹部が意見交換を行い、協議及び情報交換を密に行っている。

○県と市町村との連携

- ・新規事業を行う際には市町村説明会を開催している。また、AIR事業の推進に際しては該当する市町村職員とともに県職員も推進組織の委員として就任する等連携を行っている。

○NPO法人等との連携

- ・まちづくりに積極的に取り組んでいるNPO法人にAIR事業の評価委員に就任いただき、助言をいただくような体制を整えている。

(以下、鳥の劇場ほか貴県の劇場、音楽堂等について、該当がある場合のみ記入して下さい。)

2. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施について

(1) 劇場、音楽堂等の運営にあたっては、運営方針(※)を明確化し、それに沿って事業を実施することが望ましいと考えますが、貴県においては、劇場、音楽堂等の運営方針の明確化について、どのようにお考えでしょうか。

※ 「運営方針」とは、例えば、世界に優れた日本の芸術作品を発信する拠点とすることや、全ての市民が日常的に実演芸術に触れられる機会を提供すること、子どもたちに本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することなどといった、各劇場、音楽堂等の目指すべき方向性や理念、使命を定めたものであって、事業計画等のベースとなる運営についての基本的考え方を指します。

○以下、「2」、「3」については県有文化施設について記載。

明確な運営方針があつてこそ、県有文化施設においてそれに沿った運営がなされているかどうかの評価、点検が成り立つものであり、不可欠のものと認識している。

本県においては、県所管課のミッションとしての位置づけ(「単なる貸館ではなく、文化芸術を発表し文化を発信する場、文化芸術を創造する場、文化芸術を支える人材の集積する場として、運営されなければならない」というもの。)はあるが、県としての運営方針は定めていない。

施設の設置条例に定める設置目的に沿った運営方針を提案した指定管理者を選定しているところ。

(2) 劇場、音楽堂等における運営方針の明確化を促進するにあたり、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場、音楽堂等の設置者及び管理者の責務である実演芸術の向上にかかる評価手法について指針を示していただきたい。加えて、施設の規模及び特性等に応じて劇場、音楽堂等に求められる人材配置に関する基準を示していただきたい。

3. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等が十分に機能を発揮するためには、それぞれの設置目的や事業等に応じて、専門的な能力を有する人材（専門人材）を確保することが重要であると考えますが、現在、貴県には専門人材を配置するための取組は行われていますか。

本県においては、それぞれの県有文化施設が地域の文化振興拠点として機能を十分に発揮できるよう、県と目的を共有し、かつ専門的な能力を有する人材を擁する県出資法人を指定管理者に指定している。また、これらの人材を中長期的に育成していく観点から当該指定管理者の選定にあたり公募方式によらず、非公募（指名指定）により選定しており、加えて施設に係る社会的環境が変わることなく、指名団体の経営努力のもとに管理運営が誠実に履行されている限り、引き続き、指名指定することとしている。

(2) 現在、貴県において、専門人材の配置に関し、工夫されていることがあれば、記載してください。（採用形態、任期、専門分野、人材の発掘等）

現在は、県有文化施設に専門人材は配置していないが、平成15～23年度にかけて「文化芸術デザイナー」を配置し、その間の施設のプロパー職員に対する専門性向上のための育成・指導を行ってきた。

(3) 現在、貴県の劇場が抱えている課題を解決するために必要な専門人材はどのようなものだと考えますか。（複数回答可）

（例：地域のニーズ把握のため→地域文化コーディネーター、
公演の企画（買取）のため→アートマネジメント人材、
劇場経営のため→外部資金獲得担当の人材 等）

以下のような人材が必要と考える。

- ・文化振興を進めるためのグランドデザインが描けるような人材
- ・施設の安定的な運営のため、施設を利用した各種催し等の誘致にかかる営業活動や外部資金獲得のためのノウハウを有する、いわゆるアートマネジャーのような人材

(4) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる専門人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

県有文化施設すべてに専門人材を配置する必要は乏しいと考えるが、これらの施設が全県的な文化振興を推進する役割を果たしていくためには、上記のようなグランドデザインを描き、それぞれの施設に対し、指導・助言できるような専門人材を中核施設に配置するのが望ましく、また中核施設に配置された人材が、さらに他の中小規模の施設等に対して技術支援、指導等できる体制（人材の配置やサポートの仕組み）を構築することも必要と考える。

(5) 現在、貴県において、劇場、音楽堂等の専門人材の養成に関し、取り組んでいることがあれば、記載してください。

指定管理者における取組ではあるが、職員の資格取得を支援するとともに積極的に研修等への参加を促している。

(6) 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

地域における文化振興を担う拠点施設の人材養成及び確保にかかる具体の国の財政的支援について明確にしていきたい。

また、人材確保にあたり情報提供（例として人材バンク的なもの等）や適任者を探す手段・手法について助言、指導をお願いしたい。

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴県の劇場の運営に当たって、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

特に無し。

(2) このほか、大学等の教育機関との連携に係る取組で、今後新たに考えられるものがあれば記載してください。

○AIR事業推進への助言

○本県では、平成23年度に県内の小・中・特別支援学校における芸術文化事業の実態を把握し、事業を充実させる際の課題について調査を鳥取大学に委託した。その結果、芸術家と学校の間をつなぐコーディネーターの配置が必要であるという結論が示された。今年度は別の機関に県内の幼稚園・保育所、高校を対象に同様の調査を委託しているが、その結果を踏まえ、県として、学校等における芸術文化事業の実施に必要なコーディネーター設置への助言を鳥取大学側からいただくよう検討している。

(3) 大学の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

大学において芸術作品を制作・発表する際、地域の劇場と連携を深めることに留意するなど地域の劇場との関与を深めていく旨の記載をいただきたい。

4. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の実施に努めることが重要ですが、貴県において、教育普及活動について取り組んでいることはありますか。また、今後、どのような教育普及活動が必要だと考えますか。

<本県の取り組み内容>

- アートスタート事業：市町村と連携し、未就学児を対象とした作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供する団体の活動を支援する。
- 児童、生徒等を対象に、文化施設等にて芸術を鑑賞する機会を提供する（補助事業）。
- 弦楽器を始めて間もない青少年や未経験者を対象に弦楽器の魅力を伝える活動を行う実行委員会に対して経費を助成する。

<今後必要な教育普及活動>

- 学校等における芸術文化事業の実施に必要なコーディネーターを設置し、その活用を通して円滑な事業の実施及び事業内容の充実を図る。

(2) 貴県において、教育普及活動を行うに当たっての課題があれば、記載してください。

教育現場、知事部局、教育委員会、芸術家を派遣する団体との連携、協働の体制構築が出来ていない。

(3) 劇場、音楽堂等は、個人の年齢や性別、個人を取り巻く社会的状況等に関係なく、全ての国民に開かれた場であることが重要ですが、貴県の劇場を通して、障害のある方やご高齢の方などに文化芸術に親しむ機会を提供する工夫をしている場合には、記載してください。(例：各施設での訪問コンサートの開催の支援など)

○芸術・文化イベントを実施する際、以下のような県民誰もが芸術・文化活動に親しみやすい環境整備を行う団体に対して助成を行っている。

手話通訳・要約筆記の設置、公演等における点字訳資料の作成、送迎バスの運行、介助スタッフの配置、託児サービスの提供、病院などへの出前公演等

(4) 教育普及活動について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

既述した本県内の小・中・特別支援学校における芸術文化事業の実態把握等の調査の結果、

- ・教科外の芸術活動は教育委員会の予算措置や支援、学校長の理解、担当教員の意向により取り組み状況に差があること
- ・学校や地域によって活動や事業内容等にばらつきがあること

が分かった。こうした状況を解消するため、学校現場において、文化芸術に触れる機会が等しく提供されるような制度が望まれる。

5. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等が他の劇場、音楽堂等や文化芸術団体等とネットワークを構築し、これを活用することは、劇場、音楽堂等の運営に当たり、多様な活動を行うための有効な方策のひとつですが、貴県において、劇場、音楽堂等が他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とのネットワークや連携に係る取組（フランチャイズ、レジデンス、芸術提携等）をどのように支援していますか。

特に無し。

(2) 国立劇場又は新国立劇場との連携について、具体的な提案があれば記載してください。(例：企画制作のノウハウ、舞台技術等)

両劇場の技術職員による技術面の指導や助言、施設改修時の技術支援や助言をお願いしたい。

(3) 劇場、音楽堂等、実演芸術団体等が相互に連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）することを促進するために、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

優れた文化芸術の鑑賞機会を効率的に提供できるよう、中国地方などブロック単位で巡回公演等に関する協議ができる場（機関）の立ち上げをお願いしたい。

6. 調査研究機能の向上について

(1) 貴県において、劇場、音楽堂等のより円滑な運営、機能の向上等に関し、どのような調査研究を行っていますか。また、今後、どのような調査研究を行うべきと考えますか。

行っていない。今後、文化芸術への関心等が薄いとされる若年層及び30～40代の男性が劇場、音楽等に対して求めるものについてニーズ等を把握するための調査の実施が必要と考える。

(2) 調査研究機能の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

国において地方の文化施設の運営状況について調査を行っていただき、その結果として、求められるべき水準に達していない点については、国から指導や助言、または支援が行われるなど具体の支援策を示していただきたい。

7. 劇場、音楽堂等の経営の安定化について

(1) 貴県において、劇場、音楽堂等が安定的な経営を行うために、どのような取組を行っていますか。

特に無し。

(2) 劇場、音楽堂等の経営の安定化について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

「鳥の劇場」のような民営の劇場で地域の一定の役割を果たしているものには、経営が安定するよう財政支援を国として行う旨、記載いただきたい。

8. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴県において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような施策を講じていますか。また、安全管理についてどのような点が不十分だと考えますか。

本県では平成22年度に県立文化施設の長期修繕計画を策定し、当該計画に沿って予防保全の観点から計画的に施設、設備の改修及び更新を行っている。

また指定管理者においては、常時、救命救急講習、避難訓練、防犯講習などを実施し、有事における利用者の安全確保のための訓練を行っている。

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

舞台技術に関する安全面、操作面等に関する統一的規準を示していただきたい。

9. 要望や苦情等への対応向上について

(1) 貴県において、劇場、音楽堂等の運営に関する要望や苦情対応のために取り組んでいることはありますか。

県においては、「県民の声」による意見反映のための制度を設けており、また施設においては、利用者アンケートの実施や利用者の代表を集めて意見を聞く「利用者懇談会」を開催し、これらの意見を受けて利用者の利便向上に努めている。

(2) 要望や苦情対応への対応向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特に無し。

10. 事業評価における定量的評価と定性的評価とのバランス

(1) 毎年、指定管理に係る評価や施設の管理に係る評価等を行っていると思いますが、その際どのような評価項目を設けられていますか。定量的評価と定性的評価のバランスについて工夫されていることはありますか。

毎年度終了後、県所管課による業務点検を行い、ホームページにより公表。定量的評価が難しいため、「施設設備の維持管理・緊急時の対応等」、「施設の利用の許可、利用料の徴収等」、「その他管理施設の管理に必要な業務」、「利用者サービス」、「文化事業の実施状況」、「収入支出の状況」、「職員の配置」、「関係法令の遵守」の8項目について定性的評価を行っている。

(2) どのような評価項目を設ければ、運営の実態をより適切に反映した評価が可能になると考えますか。

施設の運営方針に基づいた評価項目が基本と考える。

手法的には、アンケートによる利用者の満足度、利用者数、利用料金収入など数量的に量ることができる部分については、同種同規模のホールとの比較などもある程度は参考になる。また、不特定多数の利用者に対するアンケートや聞き取りによる方法もあるが、施設の使命について十分な理解をした上で、適切な評価がなされるか疑問が残るところ。

いずれにしても客観的な評価が行われることが望ましく、本県においては、有識者による外部評価も行っている（項目は(1)と同じ、定性的評価）。

(3) 事業評価について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特に無し。

1.1. 事業の質の向上につながる指定管理者制度の運用(地方公共団体の姿勢、指定管理期間の設定、地方公共団体と指定管理者との意思疎通)

(1) 指定管理者制度の運用に関し、指定管理者の選定及び指定管理者による運営(指定管理期間の設定等)について、どのような工夫をしていますか。

●指定管理者の選定について

県と目的を共有し、かつ専門的能力を有する人材を擁する県出資法人を指定管理者に指定している。また、中長期的な視点から事業計画を立案・実施し、かつ安定的に人材を育成させることを目的に当該指定管理者の選定にあたっては公募方式に寄らず、指名指定により選定している。

●指定管理者による運営について

指定管理期間を3年から5年に延長したことで安定的な運営に資するとともに、定期的に指定管理者と県の意見交換の場を設け、施設の運営にかかる課題等について県と指定管理者が情報・認識を共有し、速やかに対応ができる体制を整えている。

(2) 指定管理者制度の運用について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

文化施設における指定管理者制度の導入に当たっては、効率性が重視されるべき観光施設等の運営とは異なり、文化振興のために継続的に事業を実施し、かつそのための人材を安定的に育成していくためにも指定管理期間の中長期的な設定が必要と考えられることから、その旨を指針において示されることが望ましい。

また、施設の規模や特性により求められる事項（機能・役割）が異なることは承知しているが、指定管理者選定に当たり企画提案の選考を行う際の点検・審査項目にかかる参考となるものを示していただけるとありがたい。

以上